

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
菅原建設 株式会社	茨城県水戸市白梅1丁目2番33号	1-002386

注) 業者番号「1-」は大臣許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間                      平成24年4月13日 ～ 平成24年5月12日 （1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲              茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

平成23年9月30日、茨城県土木部港湾課発注の大洗港区航路水深復旧工事（東茨城郡大洗町港中央）において発生した下請負人の作業員の船舶上からの海中転落死亡事故について、下請負人の常陸海事建設(株)に対し、本船とそれに横付けする引き船間の歩板等の安全管理上の設置指導が適切になされていなかった。

このため、元請である菅原建設(株)は、平成24年1月11日に水戸労働基準監督署から労働安全衛生法第29条違反として是正勧告を受けている。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

